令和６年度分　町民税・県民税申告の手引

町民税・県民税の申告につきましては、毎年ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
「令和６年度分町民税・県民税申告書」をご自身で記述される場合は、この手引きを参考にしながらご記入のうえ申告くださいますようお願いします。

町民税・県民税は、町民のみなさんに道路・下水道・公園の整備から教育・福祉の充実にいたる身近でさまざまな行政サービスを提供するために使われています。安全で安心して暮らせる能登町のまちづくりのために、できるだけ多くの町民のみなさんに公平に負担していただいています。

◇ 個人の町民税・県民税の申告をしなければならない方

1．令和６年１月１日現在、能登町内に住所のある方
※ただし次の方は除きます。
⑴ 税務署に所得税の確定申告書を提出された方
⑵ 前年1ヶ所から給与の支払いを受けている方で、その支払い先から能登町に年末調整済みの給与支払い報告書が提出されている方（提出の有無は勤務先へ確認してください）
⑶ 前年中の収入が、公的年金のみの方（年間の総支給額が400万円未満）で、その支払い先から能登町に公的年金等支払い報告書が提出されている方
※令和５年中無収入であった方は、申告書表面の「前年所得のなかった方が記入する欄」にご記入ください。申告していただくことにより、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険等の算定、公営住宅申請・児童扶養手当申請等に係る諸証明に必要な資料となります。

《注意事項》
なお、公的年金等に係る所得のみの方でも、雑損控除、医療費控除（セルフメディケーション税制対応分を含む）、社会保険料控除（一定のものを除きます）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者特別控除、同居老親等扶養控除および寄附金税額控除を受けようとする場合は、申告書を提出することとなります。
平成29年度分の申告から、自分や扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記載することが法律で義務化されていますので、自分や家族の人の個人番号が確認できるものを用意しておいてください。

◇ 申告に必要なもの

※いずれも令和５年１月１日〜令和５年12月31日までの分が対象となります。
○ 申告書（事前に記述されない場合は不要）
○ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
（例）個人番号（マイナンバー）カード、通知カード、個人番号の表示された住民票
○ 本人確認書類
（例）個人番号（マイナンバー）カード、免許証、保険証、官公署が発行した証明書等
○ 所得の証明書等
１．給与所得者は、源泉徴収票又は事業主からの給与支払証明書
２．事業所得者および不動産所得者は、収支明細書（帳簿類）
○ 社会保険料および生命保険料控除、地震保険料控除のある方は、その証明書。
○ 医療費控除（セルフメディケーション税制対応分を含む）のある方は、医療費等の領収書、補てんされる保険金等の明細書（医療費は明細書にまとめて整理してください。またセルフメディケーション税制をご利用の場合は、検診結果等を通知する書類が必要です。）
雑損控除のある方は、損害額を証明できる書類等。
○ 寄附金税額控除のある方は、寄附金先の団体から発行される領収書または寄附金受領証明書。
○ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳または、証明書。

---

6 給与所得の内訳
（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等		円	
合計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		．	円	円
		．		
		．		
		．		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
					二 合計 イ+〔(ロ+ハ)×1/2〕	

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

	フリガナ／氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額
1			大・昭 平・令 ． ．	
	個人番号		従事月数	
2			大・昭 平・令 ． ．	
	個人番号		従事月数	
3			大・昭 平・令 ． ．	
	個人番号		従事月数	
	所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし	合計額	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円	
損益計算の特例適用前の不動産所得	円	
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止	月　日
□他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

	フリガナ／氏名	個人番号	住所	国外居住
1				□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学□障害者 □38万円以上の支払
2				□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学□障害者 □38万円以上の支払
3				□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学□障害者 □38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ／氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
		大・昭 平・令 ． ．	級 度	
個人番号				

6 給与所得の内訳
日給などの給与所得のある人で、源泉徴収をしていない方は、収入金額の内訳を記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項
事業所得、不動産所得のある方は、営業等・農業・不動産のいずれかを所得の「種類」欄へ記入し、種別毎に所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等を記入してください。併せて、それぞれ収支内訳書を提出してください。

8 配当所得に関する事項
配当所得がある方は、会社名と支払い確定月、収入金額等を記入してください。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項
雑所得（公的年金等以外）がある方は、種類、所得の生ずる場所、必要経費を記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
土地建物等以外の資産の譲渡所得・一時所得のある方は内訳を記入してください。譲渡所得、一時所得の特別控除は50万円。（譲渡所得は短期・長期合わせて50万円）
ただし、譲渡益が50万円未満の場合はその譲渡益相当額とされています。また、一時所得の総収金額から支出した金額を控除した残額が50万円より少ない場合には、その残額に相当する額となります。

11 事業専従者に関する事項
事業専従者控除額は、①「50万円（配偶者の場合は86万円）」もしくは②「事業専従者控除額を差し引く前の所得金額÷（事業専従者の数+１）」のいずれか低い方の金額を記入してください。

13 事業税に関する事項
営業およびその他の事業所得金額と青色申告控除額の合計額が290万円を超える場合で各項目に該当する事項がある場合のみ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項
同居していない扶養親族等のある方は、その方の氏名と住所、生年月日を記入してください。
また、令和５年からは、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出又は提示をしてください。

14 寄附金に関する事項
あなたが都道府県・市区町村、都道府県・市区町村の条例で指定された団体、および令和５年１月１日現在における住所地の共同募金会または日本赤十字社の支部に対して、２千円を超える寄附を行った場合、それぞれに該当する欄に記入してください。

15 所得金額調整控除に関する事項
所得金額調整控除を受けようとする場合は、22歳以下の扶養親族または特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族に関する事項を記入してください。

申告書の提出先およびお問い合わせ先

能登町税務課
〒927-0492
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地１
TEL(0768) 62−8518

町民税・県民税申告書の書き方

※平成 29 年度よりマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。
マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、「個人番号が正しいこと」、「本人であること」の確認を行います。

令和6年度分　町民税・県民税・国民健康保険税 後期高齢者医療保険料・介護保険料　申告書

能登町長 殿	現住所	鳳珠郡能登町字 ○○ 1丁目2番地	整理番号	
	6年1月1日現在の住所	同上	業種又は職業	会社員
	フリガナ	ノ ト タ ロ ウ	電話番号	0768-62-8518
提出年月日	氏名	能登太郎	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
6年○月○日	生年月日	大・昭 平・令 43 8・7	世帯主の氏名	能登太郎　続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険	280,000 円
	国民年金	159,600 円
		円
	合計	439,600 円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	120,000 円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	120,000 円	円
	介護医療保険料の計	
	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	18,000 円	10,000 円
⑰～⑲ 寡婦 ひとり親 勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除 （□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還）	⑱ □ ひとり親控除　⑲ □ 勤労学生控除（学校名）
⑳ 障害者控除	1 フリガナ ノ ト ジ ロ ウ　氏名 能登二郎　障害の程度 身体障害 3 級	
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
	2 フリガナ　氏名　障害の程度　級	
	個人番号	
㉑～㉒ 配偶者・配偶者特別・同一生計配偶者控除	配偶者 フリガナ ノ ト ハ ナ コ　氏名 能登花子　生年月日 大・昭 平・令 43・6・1	配偶者の合計所得金額 930,000 円
	個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）
㉓ 扶養控除	1 フリガナ ノ ト イ チ ロ ウ　氏名 能登一郎　生年月日 大・昭 平・令 12・6・4　同居・別居の区分 ☑同居 □別居　続柄 子	
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2　控除額 45 万円	
	2 フリガナ ノ ト ジ ロ ウ　氏名 能登二郎　生年月日 大・昭 平・令 16・3・21　同居・別居の区分 ☑同居 □別居　続柄 子	
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3　控除額 33	
	3 フリガナ　氏名　生年月日 大・昭 平・令 ・・　同居・別居の区分 □同居 □別居　続柄	
	個人番号　控除額	
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1 フリガナ ノ ト サ ク ラ コ　氏名 能登桜子　生年月日 平・令 25・5・31　同居・別居の区分 ☑同居 □別居　続柄 子	
	個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	
	2 フリガナ　氏名　生年月日 平・令 ・・　同居・別居の区分 □同居 □別居　続柄	
	個人番号	

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面⑧に氏名及び住所を記入してください。「個人番号欄」には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。　扶養控除額の合計

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		・・	
	損害金額	保険金などで補填される金額	災害損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	360,000 円	120,000 円	

分離課税に係る所得等のある方は、「町民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

1 収入金額等	事業 営業等	ア 240,000 円
	事業 農業	イ
	不動産	ウ
	利子	エ
	配当	オ
	給与	カ 2,600,000
	雑 公的年金等	キ
	雑 業務	ク
	雑 その他	ケ
	総合譲渡 短期	コ
	総合譲渡 長期	サ
	一時	シ
2 所得金額	事業 営業等	① 170,000
	事業 農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥ 1,740,000
	雑 公的年金等	⑦
	雑 業務	⑧
	雑 その他	⑨
	合計（⑦+⑧+⑨）	⑩
	総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫ 1,910,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬ 439,600
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮ 56,000
	地震保険料控除	⑯ 16,500
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱
	勤労学生・障害者控除	⑲～⑳ 260,000
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒ 330,000
	扶養控除	㉓ 780,000
	基礎控除	㉔ 430,000
	⑬から㉔までの計	㉕ 2,312,100
	雑損控除	㉖
	医療費控除 区分 □	㉗ 144,500
	合計（㉕+㉖+㉗）	㉘ 2,456,600

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の町民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

前年所得のなかった方が記入する欄

下記の該当番号を○で囲み必要事項を記入してください。

1. 下記の者の扶養または援助を受けていた。
   氏名 能登太郎　続柄 父
   住所 鳳珠郡能登町字宇出津新○字△番地
2. 学生であった。（学校名）□□大学　令和 6 年 3 月卒業見込
3. 遺族年金・障害年金・雇用保険等を受給していた。
4. 生活保護法による生活扶助を受けていた。
   5 年 5 月から　年　月まで
5. その他（昨年の状況を具体的に記入してください。）
   今までの蓄えで生活していた

●申告者氏名欄

あなたの住所、氏名、個人番号、生年月日、電話番号、職業、世帯主の氏名、続柄等を記入してください。

●所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが令和 5 年中に支払った場合には、その全額の控除を受けることができます。
控除を受けられる保険料は、国民健康保険の保険税、国民年金の保険料、厚生年金の保険料、雇用保険の保険料、介護保険の保険料等です。

⑭小規模企業共済等掛金控除

あなたが令和 5 年中に小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく年金掛金や心身障害者扶養共済の掛金がある場合には、その金額について控除を受けることができます。

⑮生命保険料控除

令和 5 年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人のすべてとする生命保険料を支払った場合およびあなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などのために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。平成 25 年度から控除額等が見直されましたので、新旧の一般生命保険料、新旧の個人年金保険料、介護保険料に分けてそれぞれ記入してください。
※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

⑯地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約のために、あなたが令和 5 年中に保険料を支払った場合には地震保険料控除を受けることができます。
※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

⑰寡婦控除

あなたが次のいずれかに該当する場合には、26万円の寡婦控除を受けることができます。
(1) 令和 5 年 12 月 31 日現在、夫と離婚をした後婚姻していない人で、扶養親族を有し、令和 5 年中の所得が 500 万円以下の人
(2) 令和 5 年 12 月 31 日現在、夫と死別した後婚姻していない人または夫の生死が明らかでない人で、令和 5 年中の所得が 500 万円以下の人

⑱ひとり親控除

令和 5 年 12 月 31 日現在、あなたが未婚で生計を一にする子（令和 5 年中の総所得金額等が 48 万円以下）があり、令和 5 年中の所得が 500 万円以下である場合には、30 万円のひとり親控除を受けることができます。
※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は、「ひとり親控除」と「寡婦控除」の対象外となります。

⑲勤労学生控除

令和 5 年 12 月 31 日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和 5 年中の所得が 75 万円以下（うち給与所得等以外の所得合計が 10 万円以下）の場合には、26 万円の勤労学生控除を受けることができます。

⑳障害者控除

令和 5 年 12 月 31 日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれか 1 つに当てはまる場合には、1 人につき 26 万円（ただし、これらの人が特別障害者の場合には 1 人につき 30 万円、同居特別障害者の場合には、1 人につき 53 万円）の障害者控除を受けることができます。
特別障害者：身体障害者手帳（1 級、2 級）、療育手帳（A 級）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）、戦傷病者手帳（特別項症から第 3 項症）等。
障害者：上記以外の障害者手帳の交付を受けている人。
※「障害者控除認定書」等により控除の対象となる場合があります。

㉖雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（令和 5 年中の所得が48万円以下の者に限る）が令和 5 年中に震災、風害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。
※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

㉗医療費控除（セルフメディケーション税制対応分含む）

令和 5 年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超えるときは医療費控除を受けることができます。
(控除限度額 200万円) 支払医療費－保険金などで補てんされる金額－総所得金額の 5%
※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

●前年所得のなかった方が記入する欄

令和 5 年中に所得がなかった方は①～⑤の該当する数字を丸で囲み必要事項を記入してください。

●収入金額等および所得金額（申告書裏面の明細も書いてください）

収入金額…令和 5 年中に収入することの確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品等を含む）を記載してください。
必要経費…収入をあげるために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などをいい、日常家事に要した生活費は含みません。
所得金額…収入金額から、必要経費及び青色申告特別控除額等を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額）を記入してください。

①営業等

販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業（医師、弁護士、税理士等）などから生じる所得（農業以外の事業から生じる所得）を記入してください。

②農業

農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜など飼育の事業から生じる所得を記入してください。

③不動産

地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。

④利子

公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の配分による所得を記入してください。

⑤配当

株式の配当、出資の配当、協同組合などの剰余金の配分などによる所得を記入してください。

⑥給与

給与、賃金などの所得を記入してください。

⑦～⑨雑

公的年金所得等に係る雑所得と、シルバー人材センターの配分金、原稿料、個人年金等、その他雑所得との合計を⑩に記入してください。

⑪総合課税の譲渡・一時

土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得取得の日以後保有期間が 5 年以下の場合は短期譲渡所得、5 年を超える場合は長期譲渡所得となりますので、譲渡による所得と、生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのような一時所得との合計を記入してください。

㉑配偶者控除

あなたの令和 5 年中の所得が 1,000 万円以下で同一生計配偶者がある場合には、配偶者控除を受けることができます。同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で令和 5 年中の所得が 48 万円以下（給与収入で 103 万円以下）の人です。年の途中で死亡された人は含みますが、事業専従者は含みません。
対象者の個人番号も記入してください。なお、あなたの所得が 1,000 万円超で同一生計配偶者がいる場合はチェックを入れてください。

㉒配偶者特別控除

あなたの令和 5 年中の所得が 1,000 万円以下で生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされた配偶者及び事業専従者を除く）がある場合で、配偶者の所得が 48 万円を超え 133 万円以下（給与収入で 103 万円を超え 201 万円以下）のときは、配偶者特別控除を受けることができます。対象者の個人番号も記入してください。

㉓扶養控除・16 歳未満の扶養控除（控除対象外）

あなたに扶養親族がある場合には、扶養控除を受けることができます。扶養親族とは令和 5 年 12 月 31 日現在であなたと生計を一にする親族で、令和 5 年中の所得が 48 万円以下（給与収入で 103 万円以下）の人です。年の途中で死亡された人は含みますが、事業専従者は含みません。対象者の個人番号も記入してください。

扶養控除の区分	控除額	扶養控除の区分	控除額
・特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）	45万円	・同居老親等（老人扶養親族中、本人又は配偶者の直系尊属で同居を常態とする者）	45万円
・老人扶養親族（70 歳以上）	38万円	・一般扶養（16 歳以上で特定扶養親族・老人扶養親族に当てはまらない年齢の者）	33万円
・年少扶養親族（16 歳未満）	0 円		

㉔基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0 円

●給与・公的年金等に係る町民税・県民税の納税方法

給与及び公的年金以外の所得がある方は、町民税・県民税の納税方法を選択してください。